

「当座勘定規定」の一部変更について

(下線部が変更箇所)

新	旧
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（省 略）</p> <p>第22条（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>第23条（解約）</p> <p>① この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>② 当組合は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</p> <p>③ この当座勘定は、<u>各号</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>各号</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること（削 除）</u></p> <p>3. 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>④ 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（同 左）</p> <p>第22条（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>第23条（解約）</p> <p>① この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>② 当組合は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</p> <p>③ この当座勘定は、<u>第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。<u>（追 加）</u></p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団</u></p> <p><u>B. 暴力団員</u></p> <p><u>C. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>D. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>F. その他前各号に準ずる者</u></p> <p>3. 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号に</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>④ 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その</p>

新	旧
<p>通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>第 24 条（取引終了後の処理）</p> <p>） （省 略）</p> <p>第 26 条（個人情報センターへの登録）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>第 24 条（取引終了後の処理）</p> <p>） （同 左）</p> <p>第 26 条（個人情報センターへの登録）</p> <p>（同 左）</p>

附則

この規則の一部変更は、平成 23 年 1 月 10 日から実施する。